

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和二年六月二十六日

徳島県人事委員会委員長 祖 川 康 子

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

管理職手当に関する規則（規則六 七五）の一部を次のように改正する。

別表第一知事部局の項職の欄中「主幹」を「主幹  
「主幹  
運航安全管理幹」に改める。

附 則

この規則は、令和二年七月一日から施行する。